

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第 卷九十二第

行發日一月十年四和昭

論叢

百貨店稅論

法學博士 神戶 正雄

我國ける於生命保險業の首唱 其先驅

文學博士 三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士 米田庄太郎

時論

地租の改正を論ず

經濟學博士 沙見 三郎

說苑

景氣變動と日本資本主義の發生

經濟學士 谷口 吉彦

預金通貨の造出するに關する通説と新説

經濟學士 小川福太郎

明治政府の貸附金

經濟學士 吉川 秀造

雜錄

獨逸農業の現状

經濟學士 八木芳之助

「獨立財源」の意義に就て

經濟學士 中川與之助

經濟統計するに關する國際條約に就て

經濟學士 有井 治

禁漁制度について

經濟學士 岡本 清造

近着外國經濟雜誌主要論題

經濟統計に關する國際

條約に就て

有 非 治

一 は し が き

世界各國に於ける經濟統計の種類方法を改善統一し、以て統計に國際的比較性を附與するの必要の存在することは、夙に認められた所である。國際統計協會の如き外國貿易統計を中心として此の目的の爲に努力を續けて來たのであるが、世界大戰終了後國際聯盟の成立するに及んで、國際問題解決の要求上、此の種統計の必要を痛感するに至り、協會及び聯盟の協合又は合併等の改革意見も出て來たのである。茲に於て國際聯盟經濟委員會を中心として一九二八年三月十九日以後統計會議準備委員會が成立し、遂に同年十二月十四日ジュネーヴに於て經濟統計に關する國際條約 (Convention relating to the Publication and Unification of the Methods of Economic Statistics) が、四十一聯盟國及

び非聯盟國の間に調印せらるゝに至つたのである。²⁾

二 概 観

條約は本文十八箇條、議定書及最終議定書より成り、別に六箇の附屬書がある。本文は大別して三部分に分たれる。³⁾

その第一は各國が確定的又は出來得る限り作成公表せんとする統計種類の最小限度である。即ち其の範圍は、(一)外國貿易、(二)職業、(三)農業・牧畜・林業・漁業、(四)採礦及び冶金、(五)工業、(六)物價指數であつて、(一)の外國貿易は更に細分されてイ)輸入及び輸出の數量及び價格の年及月の統計と、ロ)外國貿易に従事する船舶にして、内國港灣に出入するもの、國籍別登録噸數年統計、若し可能なる時は毎三箇月、月統計は尙可なりとして居る。附屬書六箇は之等各種統計の作成方法に關する原則を規定してゐる。

第二の部分は外國貿易統計に關するものであつて、皆に公表するのみならず世界各國に於て比較可能なる

- 1) 菊田太郎氏、國際統計協會と國際聯盟 (本誌第二十八卷第四號一昭和四年四月號) 參照。
- 2) 我國は帝國代表として伊藤述史氏により調印されて居る。
- 3) London, Times Nov. 15, 1928. 參照。

方法採用の約定を含む。此の部分は、其起源に於て、議題の中心たりし點に於て、特別委員會を設置し慎重審議されたる點に於て、外國貿易統計作成方法に關する條項は強行的にして他の統計作成方法に關するものと明瞭なる差異ある點に於て、恐らく條約の重要なる中心部分をなすものと考へられる。依て次項に多少詳述せんとする。

第三は國際經濟統計専門委員會に關する部分である。専門委員は國家代表の意味、換言すれば國家間の均衡よりも、むしろ個人の技術的能力に基き選任せられるものとなつてゐる。會の任務は、本條約により委任せられたる特別の事項は勿論、本條約により處理されたる統計の種類に關する條約の規定に係る原則、及協定又は補充の目的を以てする必要な提案等であつて、國際經濟統計の將來に於ける發展を企畫してゐる。

三 外國貿易統計

條約は第一に世界主要各國の輸出入品目及び價格の

年及び月統計を作成公表する旨を規定して居る。而して特別の統計組織を有する各國領地は統計上獨立の單位と認めらるゝが故に、全世界二百三箇の領地統計 (Territories Statistics) が作成公表せられることとなり、緻密なる週期的觀察を可能ならしめるであらう。次に外國貿易統計作成方法上に於て注意すべきは、從來比較の最も困難なりとせられたる英國式の一般貿易 (Commerce général) 主義と、大陸式の特別貿易 (Commerce spécial) 主義との妥協である。即ち統計作成方法として、(一) 特別貿易表を單獨に、又は一般貿易表と共に作成する方法、(二) 輸入表は總輸入に關するものゝみを掲げ、總輸入貨物の再輸出を表示する方法、の二を認めてゐる。而して一般貿易表には、輸入に關しては國外一切の地より來る總ての貨物を、輸出には國內より外に向けられたる總ての商品を (但し直接通過貿易に屬するもの、又は港内に於て單に積換へらるゝものを除き) 計上することとし、特別貿易表には、輸入に關しては國內の消費の爲と申告せられたる一切

4) 記述は大體 Ernst Machaim; La portée de la Convention Internationale de Statistique Économique—Revue économique international, Juin 1929. により、尙條約英原文を参照した。

の貨物及び加工貿易 (Commerce perfectionnement) 又は修繕貿易 (Commerce de réparation) を含みしめ、輸出に於ては國內にて生産せられ又は内國化せられたる一切の商品を包含せしむることゝしてゐる。別に用語の習慣上總貿易 (Commerce global) なる語を以て從來の意味に於ける英國式一般貿易を示すのである。

かくて直接及間接通過貿易 (Transit direct or indirect) の意義は明確に規定せられたるのみならず、英國式の總輸出は正確に大陸式の特別輸出に間接通過貿易を加算せるものとなり、前者の總輸入は大體後者の特別輸入に間接通過貿易を加算せるものとなる。輸入の場合に正確に一致しないのは、一定期間に於て保稅貨物は大陸式にあつては内國消費を目的とすと申告せられたる限り特別輸入に含まれないからである。

統計價格は原則として國境 (場合により陸境又は海境) 渡價格、即ち輸入は C・I・D 價格により輸出は F・O・B 價格による。詳言すれば輸入品は仕出地に於ける價格に輸入國の國境迄の運賃及保險料を加算せるも

のであり、輸出品は輸出國境に於ける甲板渡又は鐵道若くは道路の車輛渡値段である。尙輸入品に就ては、輸入國に於て課せらるゝ輸入税・内國税・及び類似の課金は價格より控除せらるゝべく、輸出品に就ては輸出國に於て課せらるゝ輸出税・内國税・及び類似の課金は現實に輸出貨物に課せらるゝ限り、之に包含せらるべきものとされてゐる。

輸出入貨物の計量方法に關する純量説と總量説の對立は解決さるゝことなく、之を併存せしむるも統計の比較性を妨ぐるものに非ずとされ、唯採用せる方法の明確なる説明を要求するに止つてゐる。即ち各貨物の計量單位たる重量・長さ・容積・力量等は正確に定義せらるゝべく、貨物の數量が重量以外の單位にて表示せらるゝ場合には、各單位又は數多の單位の平均重量を年統計に計上すべきである。總重量 (poids brut) 純重量 (poids net) 法定純重量 (poids net légal) 等の用語に對しては、異種類の貨物に適用さるゝ場合に特に正確なる定義が要求されてゐる。

- 5) 内國化せられたる商品とは、(若し存すれば) 賦課せられたる租税を支拂ひたる後輸入者の自由處分に委ねられたる輸入貨物及び製造又は修繕若くは加工施されたるものにして、且此の目的のため一時的に租税を免除せられたる輸入貨物を云ふ。

輸出入貨物の仕向地仕出地に就ては、各國は試験的に遅くとも條約實施の次の一月一日より十二箇月間、自ら選擇したる品目に關し次の記載をなすべきものとされてゐる。即ち(一)輸入は、(イ)原産國又は製産國、(ロ)委託國又は仕出國、(ハ)購買國、(ニ)輸出は、(イ)消費國、(ロ)委託國又は仕向國、(ハ)販賣國。之等の各語には正確なる定義が與へられてゐる。而して分類の方法につき各國は、試験的期間滿了後成るべく速に實驗上認められたる一切の利不利を専門委員會に報告すべく、専門委員會は條約實施國の半数より報告を得たる後三箇月以内に報告審査の結果を記載したる覺書を提出し、此の覺書は補足協定の目的を以て締約國の政府に送付せられる。

四 附 言

統計項目に關しては最終議定書に次の勸告的記録がある。現今多數國家に於ける貿易統計品表が、各國の關稅品目表に基いてゐるの事實に鑑み、國際聯盟の手

に立案されつゝある關稅品目表に關する事業が相當進捗せる曉に、専門委員會は統計の目的に利用せらるべき最小限度の品目表を作成し締盟國に提供すべく、其の時期迄各國は緊急必要な場合の外、現行統計項目表に何等の改正を加へざるべく、又標準統計項目表は新關稅品目表を採用するに至らざる國家も、外國貿易統計用として採用せらるべきものとなつてゐる。依て其の時期迄は一九一三年のブラッセル國際協約に基き、批准國は引續き國際商業統計局に對し、同協約の規定に係る概括表を提出すべきものとしてゐる。

尙本條約に所謂經濟統計中には、銀行・金融市場・株式取引等に關する金融統計、公債・歳入・及歳出等に關する財政統計を含まない。専門委員會も之等の統計に關する提案をなさざることとなつてゐる。但し農業・勞働・運輸等に關する統計は、豫め適當なる國際の學會又は機關と協定ある場合は提議することが出来る。

因に本條約は國際聯盟事務總長が十を下らざる聯盟國又は非聯盟國の批准又は加入を受けたる後、九十日

6) 大正三年條約第四號「國際貿易統計作成に關する協約」。特に §§ 1, 4 參照。

目に實施せられる筈である。

思ふに近時の國際問題は、先づ經濟財政専門委員による解決案を基礎とし、次で政治家の樽俎折衝により平和的に解決さるゝを一の傾向とする。其爲には各國の經濟狀態を知り且其の比較の緊要なること言を俟たぬ。經濟統計に關する今次の國際條約は、實證的に此の目的に向ひ、實に世界の平和と人類の發展に貢獻せんとするのみならず、各國の經濟政策にも指針を與ふるものであらう。併し乍ら今後尙ほ長年月に亘る締約各國の眞摯なる努力と確乎たる協調とに俟つ所大なるものがある。今や機關は既に調整された、之を運轉すべき時の到來を俟ちつゝある。